

商工貯蓄共済



3つのしあわせ



商工会がお薦めする商工貯蓄共済は、あなたの経営を応援します。

国が認めた安心制度

この制度は、国から認められた全国の商工会で行われている制度ですから安心です。



制度のあらまし

この制度は、商工会の事業として国から認められた商工会独自の共済制度です。

①貯蓄 ②保障 ③融資 がセットになった商工会員のための共済制度です。

毎月の掛金は、大部分が大口定期預金扱の貯蓄積立金となります。

掛金は毎月口座振替ですので、知らず知らずのうちに自己資金が蓄積され、経営の健全化に貢献できます。

加入資格

加入者（契約者）

商工会の会員並びに家族及び従業員

被保険者

商工会の会員並びに家族及び従業員で、5歳7ヶ月から65歳6ヶ月までの健康な方

加入期間

加入期間は10年間です。

満期時に貯蓄積立金をお返しします。

掛金と加入口数

掛金は年齢・性別に関係なく月額1口2,000円で被保険者1名につき30口まで加入可能

ふえる
貯蓄

小さな掛金で自己資金が蓄積

貯蓄積立金

毎月の掛金から、年1回生命保険料と年間1口1,200円の事務経費を差し引き、残りを貯蓄積立金としてお預かりしています。

貯蓄積立金は1年経過後から地元金融機関の1年大口定期預金として管理されます。満期までに複利の利息がつき、自己資金が蓄積されます。

貯蓄積立金の払戻し

満期には10年間の貯蓄積立金に満期配当金をおつけしてお返しいたします。

中途解約も自由です。それまでの貯蓄積立金に配当金（加入期間による）をおつけして加入者にお返しします。

ご加入例（モデルA5口加入）

被保険者の加入時年齢6歳の女性の場合

掛金	／	月額10,000円
死亡保険金	／	500万円
年間保険料 ^(注)	／	3,240円
年間経費	／	6,000円
貯蓄積立金	／	1,107,600円
満期金	／	貯蓄積立金に定期預金利息と満期配当金が加算されます。

(注)保険料は改定される場合があります。その場合は貯蓄積立金が増減します。



掛金の経理処理

加入形態			経理処理			
加入者 (掛金負担者)	被保険者	保険金 受取人	保険料	事務経費（注2）	受取利息・配当金	貯蓄積立金
個人事業主	事業主	親族	家事費（事業主賃）	経費計上 （雑費）	雑所得	資産計上 （貯蓄積立金）
	専従者のみ	親族				
	従業員・専従者	事業主				
	従業員	親族				
法人	役員	法人	損金計上 （福利厚生費）	損金計上 （雑費）	益金算入	資産計上 （貯蓄積立金）
		役員の親族	役員報酬			
	従業員	法人	損金計上 （福利厚生費）			
		親族	給与 ^(注1)			
従業員等	従業員等	親族	生命保険料控除	—	—	—

(注1)従業員全員を被保険者として契約した場合は、給料でなく福利厚生費として損金計上可能。

(注2)事務経費には、消費税相当額が含まれています。



わずかな保険料で大きな安心

保険料 (全国組織の団体契約により) 非常に安い保険料で大きな保障

掛金の一部が割安な保険料に充当され、万一の際にご遺族や加入事業所が保険金を受取れます。年間保険料(10年間変わりません)は年齢、性別により異なります。

保険契約の責任開始日

加入申込と初回掛金払込みが完了し、かつ保険会社から申込を承諾した時。

※保険契約日は通常加入申込の翌月1日になります。

加入者配当金

配当金は契約後2年目より、毎年の保険会社決算によって生じた剰余金から、収支計算をして加入者に割り当てられ、契約消滅時(満期時等)にお支払します。

リビングニーズ特約

被保険者が医師から余命6ヶ月以内と判断された場合に、保険金をご請求いただけます。

高度障害給付金

保険期間中に病気やけがが原因で所定の高度障害状態に該当したとき、死亡保険金と同額をお支払します。

満期更新

10年の保険期間満了後、健康状態に関係なく、無診査で現在の保険金額を上限として継続加入できます。

※ご加入の契約が特別条件付契約の場合は、この限りではありません。

満期後の他保険加入

貯蓄共済被保険者が、満期時に65歳超過の場合は満期更新できませんが、既加入の保険金額を上限に無診査でジブラルタ生命の一般契約に加入できます。(貯蓄共済満期時最低保険金額200万円：特別条件付契約は対象外)

死亡保険金及び診査基準(保険金は年齢、加入モデルによって異なります)

モデル-A (基本プラン)

保険年齢(満年齢)	1口あたり保険金	加入上限 保険金	加入口数					
			10口まで	11~12口	13~15口	16~20口	21~24口	25~30口
6歳~(満14歳)(注1)	100万円	1,000万円	告知扱	加入不可				
(満15歳)~39歳		3,000万円	告知扱					
40歳~46歳	50万円		1,500万円	告知扱			嘱託医診査等(注3)	
47歳~54歳		告知扱						
55歳~65歳	25万円	750万円	告知扱					

モデル-B (貯蓄重視プラン：35歳から54歳まで保険金を減額)

保険年齢(満年齢)	1口あたり保険金	加入上限 保険金	加入口数					
			10口まで	11~12口	13~15口	16~20口	21~24口	25~30口
6歳~(満14歳)	100万円	1,000万円	告知扱	加入不可				
(満15歳)~34歳		3,000万円	告知扱					
35歳~39歳	60万円		1,800万円	告知扱			嘱託医診査等(注3)	
40歳~44歳		60万円		告知扱				
45歳~54歳	30万円	900万円	告知扱					
55歳~65歳	25万円	750万円	告知扱					

(注1)被保険者が満15歳未満の契約の場合、既に入っている保険(普通死亡保険・災害死亡保険・障害保険等合算)が1,000万円を超える場合は、ご加入できません。

(注2)本制度以外に、ジブラルタ生命との保険契約がある場合は、通算されて診査を受けていただくことがあります。

(注3)嘱託医診査にかえて健康診断成績表でも可

プラス

医療保障特約型

貯蓄共済加入者は、10年満期の「医療保障特約型」にご加入できます。特約型にご加入で、貯蓄共済の死亡保障に加えて、病気やけがでの入院、手術、先進医療の保障に備えることができます。

保険料(月額)

保険料は保障プラン、年齢、性別により異なります。

保険契約の保障開始等

初回掛金払込み月の翌月1日で、かつ保険会社から加入を承諾した時です。

《保険金額等》

1口5,000円の加入例 2口10,000円のプランも用意しています。

けが、病気入院給付金	1日あたり5,000円 (1泊2日以上入院必要)	1入院の支払限度日数：120日 通算支払限度日数：1,095日
手術給付金	手術の種類により20万円・10万円・5万円	
先進医療給付金	病気や不慮の事故等で先進医療を受けたとき(通算2,000万円までお支払します)	
無事故給付金	入院や手術がなかったとき 5年毎に5万円(最大10万円)	
その他	疾病傷害による保険料払込免除特約付加 最長90歳まで継続加入できます。	





融資のあっせんが受けられます

加入後6ヶ月経過し、正常に掛金を払込み、返済が確実な方は次の条件の範囲内で融資の斡旋を受けることができます。

資金使途	融資限度額		融資期間	融資利率(年利)	債権保全
運転資金	事業資金 1口につき40万円 (加入60ヶ月以下) 1口につき100万円 (加入61ヶ月以上)	2,000万円 上限	7年以内	①一般2.125%~2.525% ②県信用保証協会付 1.975%~2.375%+協会保証料 ③その他 利率は返済期間により異なる	①保証人 個人、法人により異なる ②担保 原則徴収しない ③保証料は協会の規程による
設備資金			5年以内		
生活資金	3年以上営業(勤務)かつ 口数上限(事業資金同様)かつ 年収の50%以内	200万円 上限	5年~7年以内 (金融機関に より異なる)	3.075%~6.5% (金融機関により異なる)	保証会社の審査
囲積 内立 貸金 付範	事業資金	500万円		5年以内	保証人、担保なし
	生活資金	200万円かつ 年収の50%以内			

取扱金融機関 (株)百十四銀行◎
(株)四国銀行
観音寺信用金庫◎
香川県信用組合

(株)中国銀行
(株)香川銀行◎
高松信用金庫

(注)◎印は、生活資金取扱金融機関
(注)融資については審査がありますのでご希望に添えない場合があります。
(注)百十四銀行取扱の生活資金は、給与所得者のみ対象となります。

その他の特典

人間ドック助成金

人間ドック等(健康診断、成人病検査、脳ドック、乳がん検診)治療目的以外の健診費用が年1回助成されます。

助成額は、10口以上加入の被保険者自身の健診の場合10,000円か健診実費の何れか低い額
契約者の関係者(本人、家族、従業員)の健診で5口以上加入の場合5,000円か健診実費の何れか低い額。

商工会に備え付の申込書に必要事項を記入の上、領収書等を添付の上申込下さい。

※健診者氏名と金額がそれぞれ確認できる書類が必要となります。



前納報奨金

毎月の共済掛金を1年分前納した場合、1口あたり1,000円を報奨金として支給します。

※前納報奨金の支給年度の解約は1口1,000円相殺



手続等

掛金の支払方法

初回掛金は、現金での集金となります。2回目以降の掛金は指定金融機関の指定口座より毎月24日引落となります。(24日が休日の場合は翌営業日とします)

保険金の請求

保険金の請求については、商工会へご連絡ください。

貯蓄積立金等の通知

貯蓄積立金等(保険料・経費・積立金)の内訳は、毎年1回通知いたします。ご不明な点はご加入の商工会若しくは香川県商工会連合会へご連絡ください。

ご契約に際して

ご加入時に正しく告知をして頂く必要があります。告知内容が事実と相違する場合は、保険金のお支払いができない場合があります。

加入申込書控の「重要事項のお知らせ」の内容を十分ご確認の上、申し込み下さい。

ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

重要事項説明

貯蓄積立金

貯蓄積立金は、預託している金融機関が経営破綻に陥った場合、預金保険機構による預金者保護が図られますが、破綻金融機関の財産状況に応じて削減される場合があります。

生命保障

保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構による契約者保護の措置が図られますが、解約等のお取り扱いが一定期間できなくなったり、ご契約時の保険金額等の削減、早期解約控除の実施等の契約内容の変更が行われる場合があります。

香川県商工会連合会

香川県高松市福岡町2丁目2番2-301号
TEL 087-851-3182
<http://www.shokokai-kagawa.or.jp/>

このパンフレットには、概要のみ記載しております。
詳しい内容のお問い合わせ、お申込は最寄の商工会へ
ご連絡ください。